

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年2月9日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第1号

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を
改正する規程

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第2号（第6条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (略) 申請者 氏名又は名称 住所 代表者氏名 電話番号 (略)</div> (備考) (略)	様式第2号（第6条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (略) 申請者 氏名又は名称 住所 代表者氏名 <u>④</u> 電話番号 (略)</div> (備考) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（以下「旧規程」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（以下「新規程」という。）の様式により提出されたものとみなす。

3 旧規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規程の様式により作成した用紙として使用することができる。